

茅ヶ崎市空家等対策推進協議会 市民委員募集案内

協議会の 所掌事項	茅ヶ崎市空家等対策推進協議会では、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に基づき、茅ヶ崎市空家等対策計画の作成・変更及び実施に関することについて、協議を行います。
募集人数	2名
応募資格	次の条件をすべて満たす方 ・茅ヶ崎市に在住、在勤又は在学する方 ・茅ヶ崎市の他の審議会等の市民委員となっていない方 ・茅ヶ崎市の市議会議員または職員でない方
任期	令和8年11月1日から令和10年10月31日まで
開催回数	年2日程度（予定）
開催日時	平日の午前または午後（2時間程度）
活動場所	市役所会議室
報酬	日額10,000円
応募方法	次のいずれかの方法で、「茅ヶ崎市空家等対策推進協議会応募用紙」を都市政策課へ提出。（注）応募用紙の返却はいたしません。 ・ 郵 送：〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市役所都市政策課 宛て ・ F A X：0467-57-8377 ・ 電子メール：toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp ・ 窓口へ持参：市役所本庁舎3階 都市政策課
募集期間	令和8年8月17日（月曜日）から8月31日（月曜日）〈必着〉
選考方法	「茅ヶ崎市空家等対策推進協議会市民委員応募用紙」による書類選考
応募用紙の 配布場所	都市政策課（市役所本庁舎3階）、市政情報コーナー（市役所本庁舎1階）、各出張所、小出支所、各公民館、図書館、茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス、青少年会館、各コミュニティセンター（市ホームページからダウンロードも可能です）
その他	・ 選考結果の連絡時期は、9月下旬を予定しています。 ・ 会議等の開催時に乳幼児等の一時預かりを希望する方、手話通訳や介助等のボランティアの派遣を希望する方は、応募用紙の特記事項欄にその旨を記入してください。 ・ 個人情報適正に管理し、選考目的以外には使用しません。
問い合わせ先	茅ヶ崎市 都市部 都市政策課 住宅政策担当 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 電 話：0467-81-7181（直通） F A X：0467-57-8377 メール： toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp